

【県指定・有形文化財（建造物）】

だいみょうじ ひ え じんじやほんでん

台明寺日枝神社本殿

(平成29年4月21日指定)



七間社流造の本殿全景



本殿背面

○ 所在地 霧島市国分台明寺1103

○ 所有者 台明寺日枝神社

○ 特徴

ななけんしゃながれづくり

本殿の造営は、19世紀の改築時（明治20年）と思われる「七間社流造」という特殊な形式を呈する神社建築です。

七間社は、正面（桁行）の柱間が七つでできており、流造は、側面から見た屋根形状が対象形ではなく、正面側の屋根を長く葺きおろした造りです。柱八本で造る七間社流造は、鹿児島県では唯一であります。

